

号外第2（令和3年3月31日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務局人事課】	2
△ 横浜市職員定数条例の一部を改正する条例【総務局人事課】	3
△ 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	4
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	7
△ 横浜市介護保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護保険課】	17
△ 横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例【交通局自動車本部営業課】	19
△ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【こども青少年局障害児福祉保健課】	20
△ 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例【健康福祉局障害施策推進課】	35
△ 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例【健康福祉局介護事業指導課】	56

条 例

横 浜 市 事 務 分 掌 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 3 年 3 月 31 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 12 号

横 浜 市 事 務 分 掌 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 事 務 分 掌 条 例 （ 昭 和 26 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 44 号 ） の 一 部 を
次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 条 中

「(1) 地 球 温 暖 化 対 策 に 係 る 総 合 的 な 企 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 す
る 事 項 」

を

「(1) 地 球 温 暖 化 対 策 に 係 る 総 合 的 な 企 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 す
る 事 項

デ ジ タ ル 統 括 本 部

(1) デ ジ タ ル 化 施 策 に 係 る 総 合 的 な 企 画 、 調 整 及 び 推 進 に 関 す
る 事 項 」

に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第13号

横浜市職員定数条例の一部を改正する条例

横浜市職員定数条例（昭和28年4月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「16,701人」を「16,810人」に、「1,489人」を「1,517人」に改め、同項第3号中「19,022人」を「19,105人」に改め、同項第4号中「14人」を「15人」に、「15人」を「16人」に改め、同項第8号中「3,607人」を「3,624人」に、「3,608人」を「3,625人」に改め、同項第9号中「1,545人」を「1,530人」に改め、同項第10号中「2,637人」を「2,652人」に改め、同項第11号中「1,609人」を「1,638人」に改め、同条第2項中「45,288人」を「45,527人」に、「2,591人」を「2,533人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第14号

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年3月横浜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童相談所児童福祉司等業務手当

第3条の次に次の1条を加える。

（児童相談所児童福祉司等業務手当）

第3条の2 児童相談所児童福祉司等業務手当は、児童相談所に勤務する職員（規則で定める者に限る。）が児童の福祉に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談、調査、指導、児童の一時保護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、月額20,000円とする。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を、同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の児童相談所児童福祉司等業務手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により任命権者が定める当該育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間を、同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された地方公務員法第28条の5第1項に

規定する短時間勤務の職を占める職員の児童相談所児童福祉司等業務手当の額について準用する。

第8条第1項中「横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）」及び「同条例」を「勤務時間条例」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で、学校の管理下において行われるものをいう。以下同じ。）のうち学校外で行われるもの又は規則で定める対外運動競技等において、幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務
- (2) 部活動又は学校行事として行われる規則で定める保健・安全的行事における幼児、児童又は生徒に対する指導業務（部活動のうち学校外で行われるものにおいて幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務を除く。）

第11条第2項及び第3項中「第4条」を「第3条の2」に改める。

別表中

第1号及び第2号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日8時間以上であるとき。	円 5,000
	当該業務に従事した時間が1日4時間以上8時間未満であるとき。	2,500
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上4時間未満であるとき。	1,500
	当該業務に従事した時間が1日1時間以上2時間未満であるとき。	1,000

第1号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日8時間以上であるとき。	円 5,000
	当該業務に従事した時間が1日3時間以上8時間未満であるとき。	2,100
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上3時間未満であるとき。	1,800
	当該業務に従事した時間が1日1時間以上2時間未満であるとき。	1,300
第2号に掲げる業務	当該業務に従事した時間が1日3時間以上であるとき。	2,100
	当該業務に従事した時間が1日2時間以上3時間未満であるとき。	1,800

当該業務に従事した時間が1日1時間以上2時間未満であるとき。	1,300
--------------------------------	-------

に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例による改正後の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項第1号及び第2号並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第8条第1項第1号及び第2号に規定する業務に従事した場合に適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例第8条第1項第1号及び第2号に規定する業務に従事した場合については、なお従前の例による。

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第15号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「第49条第1項第3号」を「第49条第1項第2号」に改め、同条第136号の2中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同号イ中「非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル」を「同 1,000平方メートル」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 非住宅部分の床面積の合計
が300平方メートル以上1,000

0平方メートル未満のとき。 同

27,000円

第2条第139号の9ア中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条第139号の17ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。

17,000円

第2条第139号の17ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。

17,000円

第2条第139号の18ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。

140,000円

第2条第139号の18ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。

17,000円

第2条第139号の18ウ(エ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(エ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(エ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。

300,000円

第2条第139号の18ウ(オ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(オ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(オ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。

120,000円

第2条第139号の20ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。

8,500円

第2条第139号の20ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のとき。

8,500円

第2条第139号の21ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 70,000円

第2条第139号の21ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 8,500円

第2条第139号の21ウ(エ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(エ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(エ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 150,000円

第2条第139号の21ウ(オ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(オ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(オ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 60,000円

第2条第139号の23中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同号ア中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、同号ア(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同」に改め、同号ア中(ア)を(ウ)とし、同号アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の

とき。 290,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上
2,000 平方メートル未満
のとき。

370,000 円

第2条第139号の23イ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、
同号イ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同
」に改め、同号イ中(ア)を(ウ)とし、同号イに(ア)及び(イ)とし
て次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合
計が 300 平方メートル以上
1,000 平方メートル未満の
とき。

110,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上
2,000 平方メートル未満
のとき。

150,000 円

第2条第139号の23ウ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、
同号ウ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同
」に改め、同号ウ中(ア)を(ウ)とし、同号ウに(ア)及び(イ)とし
て次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合
計が 300 平方メートル以上
1,000 平方メートル未満の
とき。

31,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上
2,000 平方メートル未満
のとき。

43,000 円

第2条第139号の23エ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、
同号エ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同
」に改め、同号エ中(ア)を(ウ)とし、同号エに(ア)及び(イ)とし
て次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合
計が 300 平方メートル以上
1,000 平方メートル未満の
とき。

26,000 円

(イ) 同

1,000 平方メートル以上
2,000 平方メートル未満

のとき。 37,000 円

第2条第139号の23の2中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号中エをカとし、ウをオとし、イをエとし、同号ア中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同」に改め、同号中アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 17,000 円

イ 同
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 27,000 円

第2条第139号の24中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号ア中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、同号ア(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同」に改め、同号ア中(ア)を(ウ)とし、同号アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 145,000 円

(イ) 同
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 185,000 円

第2条第139号の24イ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、同号イ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同」に改め、同号イ中(ア)を(ウ)とし、同号イに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 55,000 円

(イ) 同
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 75,000 円

第2条第139号の24ウ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、同号ウ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同」に改め、同号ウに(ア)及び(イ)として次のように加える。

」に改め、同号ウ中(ア)を(ウ)とし、同号ウに(ア)及び(イ)として次のように加える。

- (ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。

15,500 円

- (イ) 同

1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

21,500 円

第2条第139号の24エ中(エ)を(カ)とし、(ウ)を(オ)とし、(イ)を(エ)とし、同号エ(ア)中「非住宅部分の床面積の合計が」を「同

」に改め、同号エ中(ア)を(ウ)とし、同号エに(ア)及び(イ)として次のように加える。

- (ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。

13,000 円

- (イ) 同

1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

18,500 円

第2条第139号の25中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同号イ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。

17,000 円

第2条第139号の25ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

- b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。

17,000 円

第2条第139号の25ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル
以上 1,000 平方メートル
未満のとき。

17,000 円

第2条第139号の26中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号イ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル
以上 1,000 平方メートル
未満のとき。

290,000 円

第2条第139号の26イ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号イ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル
以上 1,000 平方メートル
未満のとき。

110,000 円

第2条第139号の26ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以
上 1,000 平方メートル未
満のとき。

140,000 円

第2条第139号の26ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ウ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以
上 1,000 平方メートル未

満のとき。

17,000 円

第2条第139号の26の2中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号アからエまでの規定中「第30条第1項第4号」を「第35条第1項第4号」に改め、同条第139号の27中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第139号の28中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号イ(ア)中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号イ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メー
トル以上 1,000 平方メー
トル未満のとき。

8,500 円

第2条第139号の28ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メー
トル以上 1,000 平方メー
トル未満のとき。

8,500 円

第2条第139号の29中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号イ(ア)中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号イ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メー
トル以上 1,000 平方メー
トル未満のとき。

145,000 円

第2条第139号の29イ(エ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(エ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メー

トル」に改め、同号イ(エ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 55,000 円

第2条第139号の29ウ(ア)中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号ウ(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 70,000 円

第2条第139号の29ウ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 8,500 円

第2条第139号の29の2中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号アからエまでの規定中「第30条第1項第4号」を「第35条第1項第4号」に改め、同条第139号の30中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第139号の31中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ウ(ウ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(ウ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 120,000 円

第2条第139号の31ウ(エ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ウ(エ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(エ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 同

300 平方メートル以
上 1,000 平方メートル未
満 のとき。

50,000 円

第 2 条 第 139 号 の 31 ウ (オ) 中 f を g とし、c から e までを d から f
までとし、同号ウ(オ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メー
トル」に改め、同号ウ(オ)中 b を c とし、a の次に次のように加える
。

b 同

300 平方メートル
以上 1,000 平方メートル
未 満 のとき。

280,000 円

第 2 条 第 139 号 の 31 ウ (カ) 中 f を g とし、c から e までを d から f
までとし、同号ウ(カ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メー
トル」に改め、同号ウ(カ)中 b を c とし、a の次に次のように加える
。

b 同

300 平方メートル
以上 1,000 平方メートル
未 満 のとき。

97,000 円

附 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条
第19号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例
の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申
請に係る手数料については、なお従前の例による。

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第16号

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条第1号中「18,600円」を「19,500円」に改め、同条第2号中「26,040円」を「27,300円」に改め、同条第3号中「44,640円」を「46,800円」に改め、同条第4号中「66,960円」を「70,200円」に改め、同条第5号中「74,400円」を「78,000円」に改め、同条第6号中「79,600円」を「83,460円」に改め、同条第7号中「81,840円」を「85,800円」に改め、同条第8号中「94,480円」を「99,060円」に改め、同条第9号中「115,320円」を「120,900円」に改め、同条第10号中「125,730円」を「131,820円」に改め、同条第11号中「145,820円」を「152,880円」に改め、同条第12号中「169,630円」を「177,840円」に改め、同条第13号中「193,440円」を「202,800円」に改め、同条第14号中「208,320円」を「218,400円」に改め、同条第15号中「223,200円」を「234,000円」に改める。

第6条第1項の表中

「

1,860円	1,860円
2,640円	2,600円
4,500円	4,460円
6,750円	6,690円
7,440円	7,440円
7,960円	7,960円
8,220円	8,180円
9,520円	9,440円
11,550円	11,530円
12,600円	12,570円
14,600円	14,580円
16,990円	16,960円
19,380円	19,340円
20,850円	20,830円
22,320円	22,320円

」

を
「

1,950 円	1,950 円
2,730 円	2,730 円
4,680 円	4,680 円
7,020 円	7,020 円
7,800 円	7,800 円
8,400 円	8,340 円
8,580 円	8,580 円
9,960 円	9,900 円
12,090 円	12,090 円
13,200 円	13,180 円
15,360 円	15,280 円
17,820 円	17,780 円
20,280 円	20,280 円
21,840 円	21,840 円
23,400 円	23,400 円

」

に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 令和2年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額については、なお従前の例による。

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第17号

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「カード回数乗車券及び」を削り、同条第2項中「カード回数乗車券若しくは」を削る。

別表カード回数乗車券の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の横浜市乗合自動車乗車料条例の規定により発行したカード回数乗車券は、その発行の日から起算して10年間に限り、使用することができる。

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第18号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「児童福祉施設」の次に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。))を除く。第13条第2項において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 障害児入所施設等においては、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等においては、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等においては、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 障害児入所施設等においては、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等においては、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等においては、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第13条第2項中「又は」を「及び」に改め、同条中第4項を第

5 項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等においては、感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第27条第9項中「。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第65条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第10項中「乳幼児」を「児童」に改め、「につき1人以上、少年おおむね5人」を削る。

第84条第1項中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他省令の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次の各号に掲げる施設又は場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士

(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員

(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち

喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合
看護職員

- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合
看護職員

第84条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「とする」を「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項本文に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員」に改める。

第96条第3項中「よる大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「、保育士（」を「又は保育士（」に改め、「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を削り、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「において日

常生活」を「おいて、日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「)を」の次に「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。))の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けたる者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。)を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。)を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるとする場合には、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 第7条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。
- ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 第7条第6項中「第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）、第2項、第4項及び第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号及び次項」を「第4項第1号及び第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならぬ。
- 第7条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を、「数を」の次に「同項第2号アの」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「の各号に掲げる従業者」の次に「（第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げるものを除く。）」を、「数を」の次に「第1項第2号アの」を加え、同項に次の1項を加え、同項を同条第4項と

する。

(3) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては、看護職員医療的ケアを行うために必要な数第7条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第24条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第28条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「は、」の次に「当該」を加え、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に

掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号

)」を加える。

第56条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第71条後段中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第73条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受け、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第73条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含

めることができる。

第79条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第81条の3第2項中「の学部で、」を「(短期大学を除く。)」若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第81条の9中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第89条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、同条後段中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第90条第1項中「第6条第1項、第2項及び第4項、第7条」を「第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条(第3項及び第7項を除く。)」に、「第73条第1項、第2項及び第4項」を「第73条第1項から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に、「多機能型事業所」と、同条第3項を「多機能型事業所」と、同条第4項に、「指定通所支援」と、同条第4項を「指定通所支援」と、同条第5項に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第6条第5項」を「第6条第6項」に、「第73条第5項」を「第73条第6項」に改める。

附則第3項中「第7条第1項第2号ア及び第3項第1号」を「第7条第1項第2号ア及び第4項第1号」に、「同条第3項第1号」を「同条第4項第1号」に改める。

(横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第3号ア(ア)中「4.3」を「4」に改め、同号ア(イ)中「である乳児又は幼児(同条第3項第3号及び第53条第1項第2号において「乳幼児」という。)」及び「及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を削り、「合計数に」を「数に」に改める。

第5条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年

法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第6条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)」に改める。

第22条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第35条中「第41条において」を「以下」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第38条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第2項中「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第41条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第43条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第58条後段中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年3月横浜市条例第35号）の一部

を次のように改正する。

附則第4項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新設備運営基準条例」という。)第12条の2、第2条の規定による改正後の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第39条の2(新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)及び第3条の規定による改正後の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「新指定入所施設等基準条例」という。)第36条の2(新指定入所施設等基準条例第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新設備運営基準条例第12条の2第1項、新指定通所支援基準条例第39条の2第1項及び新指定入所施設等基準条例第36条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第12条の2第2項、新指定通所支援基準条例第39条の2第2項及び新指定入所施設等基準条例第36条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第12条の2第3項、新指定通所支援基準条例第39条の2第3項及び新指定入所施設等基準条例第36条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新設備運営基準条例第13条第3項、新指定通所支援基準条例第42条第2項(新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設等基準条例第39条第2項(新指定入所施設等基準条例第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(虐待の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第3条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）並びに新指定入所施設等基準条例第3条第4項及び第43条第2項（新指定入所施設等基準条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置）
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び新指定入所施設等基準条例第42条第3項（新指定入所施設等基準条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（従業員の員数等に係る経過措置）
- 6 この条例の施行の際現に存する横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）第64条第1項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第65条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に存する条例第65条第8項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第65条第10項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の条例第84条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第84条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならぬ」とあるのは、「する」とする。
- 9 この条例の施行の際現に指定（児童福祉法（昭和22年法律第16号。以下「法」という。）第21条の5の3第1項の指定をいう。附則第14項において同じ。）を受けている第2条の規定による改正前の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準

- 10 条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等級以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、新指定通所支援基準条例第6条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
 11 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第7条第7項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
 12 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第56条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（同項に規定する基準該当児童発達支援事業者）（以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第56条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
 13 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第56条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
 14 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第73条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
 15 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第73条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
 16 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第79条第1項

- に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（同項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業者をいう。）（以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 17 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第79条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 18 この条例の施行の際現に指定（法第24条の2第1項の指定をいう。次項において同じ。）を受けている第3条の規定による改正前の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「旧指定入所施設等基準条例」という。）第5条第1項第3号ア(ア)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設等基準条例第5条第1項第3号ア(ア)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 19 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設等基準条例第5条第1項第3号ア(イ)に規定する主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設等基準条例第5条第1項第3号ア(イ)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第19号

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を

活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結

果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条中「第33条」の次に「、第36条の2」を加える。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第 75 条 削 除

第 77 条 第 2 項 第 4 号 中 「第 75 条 第 2 項」を「次条において準用する第 36 条の 2 第 2 項」に改める。

第 78 条 中 「まで、第 21 条」の次に「、第 34 条の 2、第 36 条の 2」を加え、「第 41 条」を「第 41 条の 2」に改める。

第 87 条 の 2 の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第 194 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 194 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第 91 条 中 「第 94 条」を「第 94 条第 1 項」に改める。

第 92 条 第 2 項 中 「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 94 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 95 条 中 「第 29 条」の次に「、第 34 条の 2」を加え、「第 37 条」を「第 36 条の 2」に、「及び第 75 条から第 77 条まで」を「、第 76 条及び第 77 条」に、「同項第 5 号及び第 6 号」を「同項第 4 号から第 6 号までの規定」に改める。

第 95 条 の 6 中 「第 29 条」の次に「、第 34 条の 2」を加え、「第

37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第110条中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第110条の5中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第149条及び第149条の5中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第158条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条及び第159条の5中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第163条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第164条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第183条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定

着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

(運営状況に関する評価等)

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関する必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第190条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第194条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第200条の5中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条

第1項」に改める。

第200条の8第2項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第4項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に改め、同条第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第201条中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第201条の11に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第201条の12中「第29条」の次に「、第34条の2」を加え、「第37条」を「第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第202条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第6項及び第7項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第7条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第15条第1項中「平成24年12月横浜市条例第64号」の次に「。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。」を加え、「同

- 条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改める。
- 第27条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。
- 第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。
- 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
- 第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。
- 第47条に次の1項を加える。
- 4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
- 第47条の次に次の1条を加える。
- （業務継続計画の策定等）
- 第47条の2 指定障害者支援施設等は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
- 第49条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「指定障害者支援施設等に」を「当該指定障害者支援施設等に」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第52条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第59条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その

結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則第2項中「特定旧法受給者」を「もの」に改める。

附則第24項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職場への定着のための支援等の実施）」を付し、附則中第38項を第39項とし、第27項から第37項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第26項中「同条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改め、同項を附則第27項とし、附則中第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時に

において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果に

ついて、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速

やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(運営状況に関する評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

(横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第13条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでな

い。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。
第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 地域活動支援センターは、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第15条第2項中「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第18条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第18条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対

策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第11条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 福祉ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

ない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第13条第2項中「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第16条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第16条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するたための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第2章中第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則第2項中「特定旧法受給者」を「もの」に改める。

附則第24項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（職場への定着のための支援等の実施）」を付し、附則中第36項を第37項とし、第25項から第35項までを1項ずつ繰り下げ、第24項の次

に次の1項を加える。

25 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年3月横浜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止のための措置に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。)、第3条第3項及び第59条の2、第3条の規定による改正後の横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)、第3条第3項及び第32条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)、第2条第4項及び第18条の2、第5条の規定による改正後の横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)、第2条第4項及び第16条の2並びに第6条の規定による改正後の横浜市障害

者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第45条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）、「新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2、新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、「新地域活動支援センター基準条例第14条の2、新福祉ホーム基準条例第12条の2及び新障害者支援施設基準条例第37条の2の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第1項、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第1項、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第1項、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第1項、新福祉ホーム基準条例第12条の2第1項及び新障害者支援施設基準条例第37条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第2項、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第2項、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第2項、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第2項、新福祉ホーム基準条例第12条の2第2項及び新障害者支援施設基準条例第37条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2第3項、新指定障害者支援施設等基準条例第47条の2第3項、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第3項、新地域活動支援センター基準条例第14条の2第3項、新福祉ホーム基準条例第12条の2第3項及び新障害者支援施設基準条例第37条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第49条、第123条、第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含む。）、「第73条第2項及び第92条

第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の6、第110条、第110条の5、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第50条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項（新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第15条第2項、新福祉ホーム基準条例第13条第2項並びに新障害者支援施設基準条例第39条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の5、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準条例第53条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）及び新障害者支援施設基準条例第41条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第20号

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第70号)の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」の次に「・第57条」を加える。

第3条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第10項中「指定地域密着型サービス基準等条例」を「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号)」に改める。

第15条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第21条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持

及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える

。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

ない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第4項」を「第6項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有

効に行うよう努めなければならない。

第45条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「床面積等」を「床面積」に、「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ) a 及び b を削る。

第47条第10項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

第56条を第57条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(第54条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
2 指定介護老人福祉施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第3条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第4条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「等の」を「ことその他の」に改める。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第4項」を「第6項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う

よう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第10項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設は、交付、説明、同意、承諾その他これら

に類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」の次に「・第43条」を加える。

第3条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える

。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提
供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保
険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う
よう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療
養型医療施設にあつては、1以上

第4条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る
病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施
設にあつては、1以上

第4条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項
第6号及び第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書中「、介
護職員を除き」を削り、同条第8項中「第1項第5号、第3項第
6号」を「第1項第6号、第3項第7号」に改める。

第17条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置そ
他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活
用して行うことができるものとする。）」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画に

ついて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならぬ。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。
第31条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第1項中「等の」を「ことその他の」に改める。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条を第43条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第42条 指定介護療養型医療施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項及び第14条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第3条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「

同項」に改める。

第16条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならぬ。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計

画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「等の」を「ことその他の」に改める。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第4項」を「第6項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第10項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える

。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については

、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護医療院は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則に次の1項を加える。

- 8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

（横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 第5条 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改め、「第31条」の次に「・第32条」を加える。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
第17条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第22条第2項中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条の2 養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第25条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第30条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第30条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条を第32条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第31条 養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第74号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第50条」の次に「第51条」を加える。

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつ

て、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐 待 の 防 止)

第 32 条 の 2 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム は 、 虐 待 の 発 生 又 は そ の 再 発 を 防 止 す る た め 、 次 に 掲 げ る 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。

(1) 当 該 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム に お け る 虐 待 の 防 止 の た め の 対 策 を 検 討 す る 委 員 会 (テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。) を 定 期 的 に 開 催 す る と と も に 、 そ の 結 果 に つ い て 、 介 護 職 員 そ の 他 の 職 員 に 周 知 徹 底 を 図 る こ と 。

(2) 当 該 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム に お け る 虐 待 の 防 止 の た め の 指 針 を 整 備 す る こ と 。

(3) 当 該 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム に お い て 、 介 護 職 員 そ の 他 の 職 員 に 対 し 、 虐 待 の 防 止 の た め の 研 修 を 定 期 的 に 実 施 す る こ と 。

(4) 前 3 号 に 掲 げ る 措 置 を 適 切 に 実 施 す る た め の 担 当 者 を 置 く こ と 。

第 33 条 中 「 第 3 条 第 5 項 」 を 「 第 3 条 第 6 項 」 に 改 め る 。

第 34 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

3 ユ ニ ッ ト 型 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム は 、 入 居 者 の 人 権 の 擁 護 、 虐 待 の 防 止 等 の た め 、 必 要 な 体 制 の 整 備 を 行 う と と も に 、 そ の 職 員 に 対 し 、 研 修 を 実 施 す る 等 の 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。

第 35 条 中 第 9 号 を 第 10 号 と し 、 第 8 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る

。

(9) 虐 待 の 防 止 の た め の 措 置 に 関 す る 事 項

第 36 条 第 4 項 第 1 号 ア (イ) た だ し 書 中 「 お お む ね 10 人 以 下 と し な け れ ば な ら ない 」 を 「 原 則 と し て お お む ね 10 人 以 下 と し 、 15 人 を 超 え ない も の と す る 」 に 改 め 、 同 号 ア (エ) 中 「 床 面 積 等 」 を 「 床 面 積 」 に 、 「 次 の い ず れ か を 満 た す こ と 」 を 「 10.65 平 方 メ ー ト ル 以 上 と す る こ と 。

た だ し 、 (ア) た だ し 書 の 場 合 に あ っ て は 、 21.3 平 方 メ ー ト ル 以 上 と す る こ と 」 に 改 め 、 同 号 ア (エ) a 及 び b を 削 る 。

第 37 条 第 10 項 第 1 号 中 「 委 員 会 」 の 次 に 「 (テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。) 」 を 加 え 、 「 従 業 者 」 を 「 職 員 」 に 改 め る 。

第 41 条 第 4 項 に 後 段 と し て 次 の よ う に 加 え る 。

こ の 場 合 に お い て 、 当 該 ユ ニ ッ ト 型 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム は 、 看 護 師 、 准 看 護 師 、 介 護 福 祉 士 、 介 護 支 援 専 門 員 、 介 護 保 険 法 第 8 条 第 2 項 に 規 定 す る 政 令 で 定 め る 者 等 の 資 格 を 有 す る 者 そ の 他 こ れ に 類 す る 者 を 除 く 全 て の 職 員 に 対 し 、 認 知 症 介 護 に 係 る 基 礎 的 な 研 修 を 受 講 さ せ る た め に 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない 。

第 41 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

5 ユ ニ ッ ト 型 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム は 、 適 切 な サ ー ビ ス の 提 供 を

確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第44条中「第2章及び前章（第3条第5項）」を「前2章（第3条第6項）」に改める。

第45条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)中「床面積等」を「床面積」に、「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(エ)a及びbを削る。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができるときである場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に、同条第15項中「入所者」を「入居者」に改める。

第48条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族（以下この条において「入居者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第4項中「入居者」を「入居者等」に改める。

第49条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第50条を第51条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第50条 特別養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子

的 方 式、 磁 気 的 方 式 そ の 他 人 の 知 覚 に よ っ て は 認 識 す る こ と が
で き な い 方 式 で 作 ら れ る 記 録 で あ っ て、 電 子 計 算 機 に よ る 情 報
処 理 の 用 に 供 さ れ る も の を い う。) に よ り 行 う こ と が で き る。

- 2 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム は、 説 明、 同 意 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 行
為 (以 下 こ の 項 に お い て 「 説 明 等 」 と い う。) の う ち、 こ の 条
例 に お い て 書 面 で 行 う こ と が 規 定 さ れ て い る も の 又 は 想 定 さ れ
る も の に つ い て は、 当 該 説 明 等 の 相 手 方 の 承 諾 を 得 て、 書 面 に
代 え て、 電 磁 的 方 法 (電 子 的 方 法、 磁 気 的 方 法 そ の 他 人 の 知 覚
に よ っ て 認 識 す る こ と が で き な い 方 法 を い う。) に よ る こ と が
で き る。

(横 浜 市 軽 費 老 人 ホ ー ム の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一
部 改 正)

- 第 7 条 横 浜 市 軽 費 老 人 ホ ー ム の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例
(平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 75 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る

。 目 次 中 「 第 34 条 」 を 「 第 34 条 の 2 」 に 改 め、 「 第 35 条 」 の 次 に
「 ・ 第 36 条 」 を 加 え る。

第 3 条 中 第 4 項 を 第 5 項 と し、 第 3 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る

- 。 4 軽 費 老 人 ホ ー ム は、 入 所 者 の 人 権 の 擁 護、 虐 待 の 防 止 等 の た
め、 必 要 な 体 制 の 整 備 を 行 う と と も に、 そ の 職 員 に 対 し、 研 修
を 実 施 す る 等 の 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら な い。

第 8 条 中 第 7 号 を 第 8 号 と し、 第 6 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る

- 。 (7) 虐 待 の 防 止 の た め の 措 置 に 関 す る 事 項
第 9 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

- 3 軽 費 老 人 ホ ー ム は、 前 項 に 規 定 す る 訓 練 の 実 施 に 当 た っ て、
地 域 住 民 の 参 加 が 得 ら れ る よ う 連 携 に 努 め な け れ ば な ら な い。
第 18 条 第 7 項 第 1 号 中 「 委 員 会 」 の 次 に 「 (テ レ ビ 電 話 装 置 そ
の 他 の 情 報 通 信 機 器 (以 下 「 テ レ ビ 電 話 装 置 等 」 と い う。) を 活
用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る。) 」 を 加 え、 「 従 業 者 」 を
「 職 員 」 に 改 め、 同 項 第 3 号 中 「 従 業 者 」 を 「 職 員 」 に 改 め る。

第 23 条 第 2 項 中 「 第 34 条 」 を 「 第 34 条 の 2 」 に 改 め る。

第 25 条 第 1 項 中 「 定 め て 」 を 「 定 め、 こ れ を 記 録 し て 」 に 改 め

- 、 同 条 第 3 項 に 後 段 と し て 次 の よ う に 加 え る。

こ の 場 合 に お い て、 当 該 軽 費 老 人 ホ ー ム は、 看 護 師、 准 看 護
師、 介 護 福 祉 士、 介 護 支 援 専 門 員、 介 護 保 険 法 第 8 条 第 2 項 に
規 定 す る 政 令 で 定 め る 者 等 の 資 格 を 有 す る 者 そ の 他 こ れ に 類 す
る 者 を 除 く 全 て の 職 員 に 対 し、 認 知 症 介 護 に 係 る 基 礎 的 な 研 修
を 受 講 さ せ る た め に 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら な い。

第25条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第25条の2 軽費老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第29条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第34条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果に

ついて、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条を第36条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。
(電磁的記録等)

第35条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホームは、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「附則第29項」を「附則第30項」に、「第34条」を「第34条の2」に、「第3条第4項」を「第3条第5項」に改める。

附則第30項を削る。

附則第29項中「第34条」を「第34条の2」に、「附則第22項」を「附則第23項」に、「附則第28項」を「附則第29項」に、「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第30項とし、附則中第28項を第29項とし、第27項を第28項とする。

附則第26項第2号及び第3号中「附則第29項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第27項とし、附則中第25項を第26項とする。

附則第24項中「附則第22項第2号」を「附則第23項第2号」に改め、同項を附則第25項とし、附則第21項から附則第23項までを

1 項ずつ繰り下げる。

附則第20項中「附則第11項第6号」を「附則第12項第6号」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「附則第11項第5号」を「附則第12項第5号」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第11項第4号」を「附則第12項第4号」に、「附則第12項第3号イ」を「附則第13項第3号イ」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第11項第3号イ」を「附則第12項第3号イ」に、「附則第12項第2号イ」を「附則第13項第2号イ」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第11項第2号」を「附則第12項第2号」に、「附則第12項第1号」を「附則第13項第1号」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第11項第1号」を「附則第12項第1号」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とし、附則中第13項を第14項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第8条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第76号)の一部を次のように改正する。

目次中「第257条」の次に「・第258条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1

項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第52条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供

を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第68条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第76条第5号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第78条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第86条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項第4号中「診療記録」を「記録」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第86条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に

行う。

- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供する。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第98条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える

。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第99条第3項中「従業者」を「通所介護従業者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

。

第99条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第101条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第102条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第102条の2を第102条の3とし、第102条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第102条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第104条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改め、同条後段中「、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削り、「第34条」を「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第107条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第34条に」を「第34条第1項に」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第99条第2項」を「、第99条第2項から第4項まで並びに第102条第2項第1号及び第3号」に改める。

第130条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第131条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の

予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をとおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第133条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第99条第2項」の次に「から第4項までの規定」を加える。

第135条第5項中「並びに」を「のうち1人以上及び」に、「及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第138条第1項第2号ア中「第101条」を「第101条第1項」に改め、同号イ中「第101条」を「第101条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「」及び「」という。）」を削る。

第151条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第154条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第155条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第157条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第

38条、第41条」を「から第41条まで（第39条第2項を除く。）」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第99条第2項」の次に「から第4項までの規定」を加える。

第160条第1項第2号ア中「第101条」を「第101条第1項」に改め、同号イ中「第101条」を「第101条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)後段を削る。

第167条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第168条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第170条の4中「、第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条、第41条」を「から第41条まで（第39条第2項を除く。）」に改め、「第101条」の次に「、第102条」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第34条第1項」に、「「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第99条第2項」を「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第99条第2項から第4項まで並びに第102条第2項第1号及び第3号」に改める。

第183条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加え

る。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項
第186条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条、第41条」を「から第41条まで（第39条第2項を除く。）」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第99条第2項」を「第99条第2項から第4項までの規定」に改める。

第195条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第196条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第196条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第208条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第214条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第215条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第215条に次の1項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業

務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 219 条中「第 27 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に改め、同条後段中「第 34 条」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に、「読み替える」を「、第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第 227 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 230 条中「第 27 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に改め、同条後段中「第 34 条」を「第 32 条の 2 第 2 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 34 条第 1 項」に改め、「の従業者」と」の次に「、第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加え、「第 209 条」を「第 209 条第 3 項及び第 6 項」に改め、「第 215 条第 1 項」の次に「及び第 5 項」を加える。

第 239 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 242 条に次の 1 項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 243 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載

した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第245条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第99条第1項及び第2項」を「第99条第1項、第2項及び第4項」に改め、「第239条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第99条第2項」を「第99条第2項及び第4項」に、「従業者」と、同項ただし書を「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書に改める。

第256条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第99条第1項及び第2項」を「第99条第1項、第2項及び第4項」に改め、「第239条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第99条第2項」を「第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第99条第2項及び第4項」に、「従業者」と、同項ただし書を「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書に改める。

第257条を第258条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第257条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133条、第157条(第170条において準用する場合を含む。))、第170条の4、第186条(第198条において準用する場合を含む。))、第219条、第230条、第245条及び第256条において準用する場合を含む。)及び第206条第1項(第230条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され

ているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正）

第9条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

目次中「第194条」の次に「・第195条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の次に「第48条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第48条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第48条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この条、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第3項中「利用者」を「利用者等」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条第2項中「第7号」を「第8号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいづれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該

施設等の職員をオペレーターとすることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者への支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護

の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第57条第3項を次のように改める。

- 3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターサービスについて、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

- 33 第60条中「第34条から第39条まで、第41条及び第42条」を「第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条まで」に、「第34条第1項及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第60条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削り、「第35条」を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の20の4中「、第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「及び第60条の2」を「、第60条の2」に、「並びに前節」を「及び前節」に、「第35条に」を「第35条第1項に」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「及び第60条の13第2項」を「、第60条の13第2項から第4項まで並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第60条の13第2項」の次に「から第4項まで並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第65条第1項中「又は施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第67条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「従事することができるものとする」を「従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」に改める。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を削り、「第35条」を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改め、「第60条の13第2項」の次に「から第4項まで並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第83条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第84条第3項中「第113条第2項」を「第113条第3項」に、「第182条第2項」を「第182条第3項」に改める。

第88条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 101 条 中 第 10 号 を 第 11 号 と し、 第 9 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え
る。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 104 条 第 2 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中 「 又 は 」 を 「 及 び 」 に 改
め、 同 項 第 3 号 中 「 前 2 号 」 を 「 前 3 号 」 に 改 め、 同 号 を 同 項 第
4 号 と し、 同 項 第 2 号 中 「 研 修 」 の 次 に 「 並 び に 感 染 症 の 予 防 及
び ま ん 延 の 防 止 の た め の 訓 練 」 を 加 え、 同 号 を 同 項 第 3 号 と し、
同 項 中 第 1 号 を 第 2 号 と し、 同 号 の 前 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及
び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委
員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと
する。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その
結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第 110 条 中 「 第 29 条 」 の 次 に 「 、 第 33 条 の 2 」 を 加 え、 「 、 第
42 条 」 を 「 か ら 第 42 条 ま で 」 に 改 め、 「 規 程 」 と、 「 」 の 次 に 「 同
項、 第 33 条 の 2 第 2 項、 第 35 条 第 1 項 並 び に 第 41 条 の 2 第 1 号 及
び 第 3 号 中 」 を 加 え、 「 、 第 35 条 中 「 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問
介 護 看 護 従 業 者 」 と あ る の は 「 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 従 業 者 」
と 」 を 削 り、 「 第 60 条 の 13 第 2 項 」 の 次 に 「 か ら 第 4 項 ま で の 規
定 」 を 加 え る。

第 112 条 第 1 項 中 「 ） を い う 。 」 の 次 に 「 以 下 こ の 項 に お い て
同 じ。 」 を 加 え、 同 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する
共同生活住居の数が3で、当該共同生活住居が全て同一の階に
おいて隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速や
かな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指
定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ
、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間
及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごと
に置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じ
て2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために
必要な数以上とすることができる。

第 112 条 第 5 項 本 文 中 「 共 同 生 活 住 居 」 を 「 指 定 認 知 症 対 応 型
共 同 生 活 介 護 事 業 所 」 に、 同 項 た だ し 書 中 「 当 該 共 同 生 活 住 居 」
を 「 当 該 指 定 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 事 業 所 」 に 改 め、 同 条 中
第 10 項 を 第 11 項 と し、 第 9 項 を 第 10 項 と し、 第 8 項 の 次 に 次 の 1
項 を 加 え る。

9 第 7 項 本 文 の 規 定 に か か わ ら ず、 サ テ ラ イ ト 型 指 定 認 知 症 対
応 型 共 同 生 活 介 護 事 業 所 （ 指 定 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 事 業

所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外に、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了している者を置くことができる。

第113条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第115条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第119条第9項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第10項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第130条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議による評価

第123条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第124条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第125条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 125 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 130 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を加え、「、第 42 条」を「から第 42 条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第 140 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 147 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 148 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 148 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 151 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を加え、「、第 42 条」を「から第 42 条まで」に改め、同条後段中「第 35 条」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 4 節」と「」の次に「、第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 153 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連

携を図ることにより当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができるときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第153条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第153条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第154条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「床面積等」を「床面積」に、「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ)a及びbを削る。

第159条第10項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第160条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族(以下この号において「入居者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第165条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第165条の2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第165条の3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 170 条 中 第 9 号 を 第 10 号 と し、 第 8 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(9) 虐 待 の 防 止 の た め の 措 置 に 関 す る 事 項

第 171 条 第 4 項 に 後 段 と し て 次 の よ う に 加 え る。

こ の 場 合 に お い て、 当 該 ユ ニ ッ ト 型 指 定 地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 は、 看 護 師、 准 看 護 師、 介 護 福 祉 士、 介 護 支 援 専 門 員、 法 第 8 条 第 2 項 に 規 定 す る 政 令 で 定 め る 者 等 の 資 格 を 有 す る 者 そ の 他 こ れ に 類 す る 者 を 除 く 全 て の 従 業 者 に 対 し、 認 知 症 介 護 に 係 る 基 礎 的 な 研 修 を 受 講 さ せ る た め に 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。

第 171 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

5 ユ ニ ッ ト 型 指 定 地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 は、 適 切 な 指 定 地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 入 所 者 生 活 介 護 の 提 供 を 確 保 す る 観 点 か ら、 職 場 に お い て 行 わ れ る 性 的 な 言 動 又 は 優 越 的 な 関 係 を 背 景 と し た 言 動 で あ っ て 業 務 上 必 要 か つ 相 当 な 範 囲 を 超 え た も の に よ り 従 業 者 の 就 業 環 境 が 害 さ れ る こ と を 防 止 す る た め の 方 針 の 明 確 化 そ の 他 の 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。

第 173 条 第 2 項 第 1 号 中 「 委 員 会 」 の 次 に 「 (テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。) 」 を 加 え、 同 項 第 3 号 中 「 研 修 」 の 次 に 「 並 び に 感 染 症 の 予 防 及 び ま ん 延 の 防 止 の た め の 訓 練 」 を 加 え、 同 項 第 4 号 中 「 食 中 毒 」 の 次 に 「 の 発 生 」 を 加 え る。

第 177 条 第 1 項 第 3 号 中 「 委 員 会 」 の 次 に 「 (テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。) 」 を 加 え、 同 項 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(4) 前 3 号 に 掲 げ る 措 置 を 適 切 に 実 施 す る た め の 担 当 者 を 置 く こ と。

第 179 条 中 「 第 29 条 」 の 次 に 「、 第 33 条 の 2 」 を、 「 第 39 条 」 の 次 に 「、 第 41 条 の 2 」 を、 「 規 程 」 と、 「 」 の 次 に 「 同 項、 第 33 条 の 2 第 2 項、 第 35 条 第 1 項 並 び に 第 41 条 の 2 第 1 号 及 び 第 3 号 中 」 を 加 え、 「、 第 35 条 中 「 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 従 業 者 」 と あ る の は 「 従 業 者 」 と 」 を 削 る。

第 181 条 第 11 項 た だ し 書 中 「 前 項 各 号 」 を 「 第 7 項 各 号 」 に 改 め る。

第 192 条 中 「 第 29 条 」 の 次 に 「、 第 33 条 の 2 」 を 加 え、 「、 第 42 条 」 を 「 か ら 第 42 条 ま で 」 に 改 め、 「 規 程 」 と、 「 」 の 次 に 「 同 項、 第 33 条 の 2 第 2 項、 第 35 条 第 1 項 並 び に 第 41 条 の 2 第 1 号 及 び 第 3 号 中 」 を 加 え、 「、 第 35 条 中 「 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 従 業 者 」 と あ る の は 「 看 護 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 従 業 者 」 と 」 を 削 り、 「 第 60 条 の 13 第 2 項 」 の 次 に 「 か ら 第 4 項 ま で

の規定」を加える。

第194条を第195条とし、第12章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第194条 指定地域密着型サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第10条 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」の次に「・第34条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「いう。」の次に「以下この項において同じ。」

」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができ。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。）」を加え、同条第18号の2中「に厚生労働大臣」を「に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が省令の規定により厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条を第34条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条及び第16条第24号(被保険者証に係る部分に限る。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第11条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第247条」の次に「・第248条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第50条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第50条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第50条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第50条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画

の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第50条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第50条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第50条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第50条の10の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第50条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第64条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第64条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第64条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第66条中「第50条の2」を「第50条の2の2」に改める。

第74条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第76条中「第50条の2」を「第50条の2の2」に、「及び第60条」を「、第60条及び第64条の2」に改め、「「設備」と」の次に「、第64条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第78条第1号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
第85条中「第50条の2」を「第50条の2の2」に、「及び第60条」を「、第60条及び第64条の2」に改め、「「設備」と」の次に「、第64条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。
- 第87条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項第2号中「を行う」の次に「ものとする」を加え、同項第4号中「診療記録」を「記録」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- 第87条に次の1項を加える。
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するととも

に、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第108条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第108条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第109条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第111条中「第47条の3」の次に「、第50条の2の2」を加える。

る。

第 117 条第 5 項中「並びに」を「のうち 1 人以上及び」に、「及び看護職員のそれぞれのうち 1 人」を「又は看護職員のうち 1 人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第 1 項第 3 号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第 120 条第 1 項第 2 号ア中「第 108 条の 4」を「第 108 条の 4 第 1 項」に改め、同号イ中「第 108 条の 4」を「第 108 条の 4 第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第 126 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 129 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 132 条中「第 49 条」の次に「、第 50 条の 2 の 2」を、「第 50 条の 8 まで」の次に「、第 50 条の 10 の 2」を加え、同条後段中「第 50 条の 4」を「第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 4 第 1 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 108 条の 2 第 2 項」の次に「から第 4 項までの規定」を加える。

第 143 条第 1 項第 2 号ア中「第 108 条の 4」を「第 108 条の 4 第 1 項」に改め、同号イ中「第 108 条の 4」を「第 108 条の 4 第 1 項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第 6 項第 1 号ア(イ)ただし書中「おおむね 10 人以下としなければならない」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)後段を削る。

第 146 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 147 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第154条の4中「第49条」の次に「、第50条の2の2」を、「第50条の8まで」の次に「、第50条の10の2」を加え、同条後段中「第50条の4」を「第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号」に改め、「第108条の2第2項」の次に「から第4項までの規定」を加える。

第161条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第164条中「第49条」の次に「、第50条の2の2」を、「第50条の8」の次に「、第50条の10の2」を加え、同条後段中「第50条の4」を「第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号」に改め、「第108条の2第2項」の次に「から第4項までの規定」を加える。

第167条第2号中「行う」の次に「ものとする」を加える。

第176条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第177条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第177条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切な

ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第194条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。
第195条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第196条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第196条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第200条中「第49条まで」の次に「、第50条の2の2」を加え、「第50条の8まで、第50条の10、」を削り、「第50条の11」の次に「まで（第50条の9第2項を除く。）」を加え、「及び第50条の4」を「、第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号」に改める。

第214条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第217条中「第49条まで」の次に「、第50条の2の2」を加え、「第50条の8まで、第50条の10、」を削り、「第50条の11」の次に「まで（第50条の9第2項を除く。）」を加え、同条後段中「第48条」の次に「、第50条の2の2第2項並びに第50条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第50条の4」を「第50条の4第1項」に改め、「第196条第1項」の次に「及び第5項」を加える。

る。

第 225 条 中 第 6 号 を 第 7 号 と し、 第 5 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え
る。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 228 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 229 条 中 第 2 項 を 第 3 項 と し、 第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え
る。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 231 条 中 「第 49 条」 の 次 に 「、 第 50 条 の 2 の 2」 を 加 え、 「第 108 条 の 2 第 1 項 及び 第 2 項」 を 「第 108 条 の 2 第 1 項、 第 2 項 及び 第 4 項」 に 改 め、 「第 225 条」 と、 「」 の 次 に 「同 項、 第 50 条 の 2 の 2 第 2 項 並 び に 第 50 条 の 10 の 2 第 1 号 及 び 第 3 号 中」 を、 「第 108 条 の 2 第 2 項」 の 次 に 「及 び 第 4 項」 を 加 え、 「従 業 者」 と、 同 項 た だ し 書」 を 「福 祉 用 具 専 門 相 談 員」 と、 同 条 第 2 項 た だ し 書」 に 改 め る。

第 243 条 中 「第 49 条」 の 次 に 「、 第 50 条 の 2 の 2」 を 加 え、 「第 108 条 の 2 第 1 項 及び 第 2 項」 を 「第 108 条 の 2 第 1 項、 第 2 項 及び 第 4 項」 に 改 め、 「第 225 条」 と、 「」 の 次 に 「同 項、 第 50 条 の 2 の 2 第 2 項、 第 50 条 の 3 第 3 項 第 1 号 及 び 第 3 号 並 び に 第 50 条 の 10 の 2 第 1 号 及 び 第 3 号 中」 を、 「第 108 条 の 2 第 2 項」 の 次 に 「及 び 第 4 項」 を 加 え、 「従 業 者」 と、 同 項 た だ し 書」 を 「福 祉 用 具 専 門 相 談 員」 と、 同 条 第 2 項 た だ し 書」 に、 「第 226 条 第 1 項 及 び 第 227 条 中 「福 祉 用 具」 と あ る の は 「特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具」 と、 第 229 条 第 2 項」 を 「第 226 条 第 1 項 中 「福 祉 用

具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第227条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第229条第3項」に改める。

第247条を第248条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第247条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第46条の5第1項(第66条、第76条、第85条、第111条、第132条(第149条において準用する場合を含む。))、第154条の4、第164条(第179条において準用する場合を含む。))、第200条、第217条、第231条及び第243条において準用する場合を含む。)及び第192条第1項(第217条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第12条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第79号)の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」の次に「・第94条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに

、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。第9条第1項中「又は施設」の次に「（第11条第1項ただし書において「本体事業所等」という。）」を加える。第10条第2項中「同条第7項」の次に「及び第73条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「従事することができるとするものを」とするを「従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」に改める。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な

措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐

待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この条及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第3項中「等の」を「ことその他の」に改め、同条第4項中「利用者」を「利用者等」に改める。

第45条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第50条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに

に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

第67条中「第27条、第29条」の次に「、第29条の2」を、「除く。）」の次に「、第38条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第29条第2項から第4項まで、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第2項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第73条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3で、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安らぐ全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されっていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに通じて2以上の介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通過して2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができ、

第73条第5項本文中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「当該共同生活住居」を「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修修了している者を置くことができる。

第74条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。
第76条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第81条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第82条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第83条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第88条中「第25条、第27条」の次に「、第29条の2」を、「第4項を除く。）」の次に「、第38条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議による評価

第93条を第94条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第15条第1項(第67条及び第88条において準用する場合を含む。)及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第13条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」の次に「・第37条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第36条を第37条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(被保険者証に係る部分に限る。)(第35条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことが出来る。

2 指定介護予防支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう

。) によることができる。

(横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第14条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例 (平成30年3月横浜市条例第37号) の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「第9条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所 (同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者 (以下この項において「管理者」という。)) が、介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。) については、第9条」と、「介護支援専門員 (介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。) を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は公布の日から、第10条中横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例 (以下「指定居宅介護支援基準条例」という。) 第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止の措置に係る経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (以下「新指定介護老人福祉施設基準等条例」という。) 第3条第4項、第40条の2 (新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。) 及び第44条第3項、第2条の規定による改正後の横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (以下「新介護老人保健施設基準条例」という。) 第3条第4項、第40条の2 (新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。) 及び第44条第3項、第3条の規定による改正後の横浜市指定介護療養型医療施設の人

員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第4項及び第39条の2、第4条の規定による改正後の横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項、第5条の規定による改正後の横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第30条の2、第6条の規定による改正後の横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第34条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項、第34条の2（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。）及び附則第6項、第8条の規定による改正後の横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新指定居宅サービス基準条例第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133条、第157条（新指定居宅サービス基準条例第170条において準用する場合を含む。）、第170条の4、第186条（新指定居宅サービス基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条、第230条、第245条及び第256条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「新指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、第10条の規定による改正後の指定居宅介護支援基準条例（以下「新指定居宅介護支援基準条例」という。）第3条第5項及び第30条の2、第11条の規定による改正後の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第50条の10の2（新指定介護予防サービス基準条例第66条、第76条、第85条、第111

条、第132条（新指定介護予防サービス基準条例第149条において準用する場合を含む。）、第154条の4、第164条（新指定介護予防サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）、第200条、第217条、第231条及び第243条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準に關する条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）並びに第13条の規定による改正後の横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）及び第29条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、新指定介護老人福祉施設基準等条例第28条及び第51条、新介護老人保健施設基準条例第29条及び第51条、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条、新介護医療院基準条例第29条及び第51条、新養護老人ホーム基準条例第8条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第8条（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例第30条（新指定居宅サービス基準条例第42条の4において準用する場合を含む。）、第52条、第68条、第78条、第87条、第98条（新指定居宅サービス基準条例第107条において準用する場合を含む。）、第130条、第151条（新指定居宅サービス基準条例第170条の4において準用する場合を含む。）、第167条、第183条、第195条、第214条、第227条及び第239条（新指定居宅サービス基準条例第256条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基準等条例第32条、第56条、第60条の12（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条の20の4において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第101条（新指定地域密着型サービス基準等条例第192条において準用する場合を含む。）、第124条、第147条及び第170条、新指定居宅介護支援基準条例第21条、新指定介護予防サービス基準条例第50条、第64条、第74条、第83条、第108条、第126条（新指定介護予防サービス基

準条例第154条の4において準用する場合を含む。）、第146条、第161条、第176条、第195条、第214条及び第225条（新指定介護予防サービス基準条例第243条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第82条並びに新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条の2（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第30条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2、新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第24条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例第32条の2（新指定居宅サービス基準条例第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133条、第157条（新指定居宅サービス基準条例第170条において準用する場合を含む。）、第170条の4、第186条（新指定居宅サービス基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条、第230条、第245条及び第256条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基準等条例第33条の2（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条、第60条の20、第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援基準条例第22条の2、新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2（新指定介護予防サービス基準条例第66条、第76条、第85条、第111条、第132条（新指定介護予防サービス基準条例第149条において準用する場合を含む。）、第154条の4、第164条（新指定介護予防サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）、第200条、第217条、第231条及び第243条において準用する場合を含む。

(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス基準条例第33条第3項(新指定居宅サービス基準条例第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条及び第256条において準用する場合を含む。)、第102条第2項(新指定居宅サービス基準条例第107条、第170条の4、第219条及び第230条において準用する場合を含む。)、第131条第2項及び第242条第6項、新指定地域密着型サービス基準等条例第34条第3項(新指定地域密着型サービス基準等条例第60条において準用する場合を含む。)、第60条の16第2項(新指定地域密着型サービス基準等条例第60条の20の4、第60条の38、第81条及び第151条において準用する場合を含む。)及び第104条第2項(新指定地域密着型サービス基準等条例第130条及び第192条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援基準条例第24条の2、新指定介護予防サービス基準条例第50条の3第3項(新指定介護予防サービス基準条例第66条、第76条、第85条及び第243条において準用する場合を含む。)、第109条第2項及び第228条第6項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項及び第61条第2項(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第88条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条第3項及び第52条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条第3項、新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第3項及び第41条第4項(新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項(新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準条例第52条の2第3項、第99条第3項(新指定居宅サービス基準条例第107条、第133条、第157条、第170条の4及び第186条において準用する場合を含む。)、第168条第4項、第196条第4項及び第215条第4項(新指定居宅サービス基準条例第230条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型サービス基準等条例第60条の13第3項(新指定地域密着

型サービス基準等条例第60条の20の4、第60条の38、第81条、第110条及び第192条において準用する場合を含む。）、第125条第3項、第148条第4項及び第171条第4項、新指定介護予防サービス基準条例第50条の2第3項、第108条の2第3項（新指定介護予防サービス基準条例第132条、第154条の4及び第164条において準用する場合を含む。）、第147条第4項、第177条第4項及び第196条第4項（新指定介護予防サービス基準条例第217条において準用する場合を含む。）並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条において準用する場合を含む。）及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 施行日以後、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第45条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項第3号ア及び第52条第2項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、新特別養護老人ホーム基準条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第45条第4項第1号ア(イ)、新指定居宅サービス基準条例第160条第6項第1号ア(イ)、新指定地域密着型サービス基準等条例第154条第1項第1号ア(イ)並びに新指定介護予防サービス基準条例第143条第6項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第45条第4項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項第3号ア 第52条第2項	新特別養護老人ホーム基準条例第12条第1項第4号ア 第41条第2項（第49条において準用する場合を含む。）
新指定居宅サービス基準条例第160条第6項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項	新指定居宅サービス基準条例第135条第1項第3号

	第3号ア	
	第52条第2項	第168条第2項
新指定地域密着型サービス基準等条例第154条第1項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項第3号ア	新指定地域密着型サービス基準等条例第153条第1項第3号
	第52条第2項	第171条第2項
新指定介護予防サービス基準条例第143条第6項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項第3号ア	新指定介護予防サービス基準条例第117条第1項第3号
	第52条第2項	第147条第2項

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第45条第1項第1号ア(ウ) b、第6条の規定による改正前の横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第36条第4項第1号ア(エ) b 及び第45条第4項第1号ア(エ) b、第8条の規定による改正前の横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例第160条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）、第9条の規定による改正前の横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例第154条第1項第1号ア(ウ) b 並びに第11条の規定による改正前の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第143条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

9 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第21条の2（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第20条の2、新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型

サービス基準等条例第165条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 10 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第21条の3(新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第20条の3(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第20条の3、新介護医療院基準条例第20条の3(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。))及び新指定地域密着型サービス基準等条例第165条の3の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 11 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第40条第1項(新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第40条第1項(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第39条第1項、新介護医療院基準条例第40条第1項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護養護老人ホーム基準条例第30条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第34条第1項(新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。))及び新指定地域密着型サービス基準等条例第177条第1項の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じずよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 12 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第32条第2項第3号(新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第33条第2項第3号(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第32条第2項第3号、新介護医療院基準条例第33条第2項第3号(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護養護老人ホーム基準条例第25条第2項第3号、

新特別養護老人ホーム基準条例第27条第2項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。））、新軽費老人ホーム基準条例第27条第2項第3号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第173条第2項第3号の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。